

福井県人権施策推進審議会 議事録

1 開催日時 令和7年7月23日(水) 10:00～12:00

2 開催場所 アオッサ7階 706・707会議室

3 出席者

(1) 委員7名

加藤会長(議長)、茂呂委員、齋藤委員、橋本委員、井上委員、
間宮委員、水野委員

(2) 事務局

健康福祉副部長、福井県人権施策推進本部幹事(16名)、地域福祉課

4 審議の主な内容

(1) 福井県人権施策基本方針の見直しについて
・事務局説明

〈以下、(1)福井県人権施策基本方針の見直しについての議事録〉

【委員】

資料27頁、ふく育希望モデルのところで、将来の妊娠のための健康管理の実施と書かれてあるが、「こども・子育て応援計画」では、将来の妊娠のための健康管理等、こどもを持つことを望む夫婦やカップルへの支援というふうに書かれてある。これだけ書かれていると、若い女性に対して、将来の妊娠のための健康管理を実施しますと読めてしまって、女性の身体が妊娠のためのものであるという誤解を招くところがあるのではないか。

(事務局)

計画に記載されているとおり変更させていただく。

【委員】

資料51頁、G＝ゲイ（男性同性愛者）という説明で、一般的によろしいかと思う。また、レズビアン（女性同性愛者）でよいと思う。。

(事務局)

同じく修正させていただく。

【委員】

最近、ビジネスと人権という課題が、取り上げられることが多くなっている。パワハラ、セクハラといった企業の中における人権と捉えられることが多いが、フェアトレードとか、もっと広い概念である。日本全体で見ると、大企業を中心に、ビジネスと人権の問題を企業の中で独自に取り組んでいるところが多いと思う。福井県は比較的中小規模の企業が多

くて、ビジネスと人権という問題については、まだ、経営者も含めてあまり意識が向けられていないように感じている。県が行政として、どう取り組んでいくのか、難しいのかもしれないが、意識を向上させるという意味で、ビジネスと人権という課題についても、今後取り組んでいかなくはない項目ではないかと思っている。今回の方針に新たに加えるのは難しいと思うが、次回の修正の際には、ビジネスと人権という問題についても、取り組みを進めていくようにしたら良いのではないかな。

(事務局)

さまざまな人権をめぐる問題などの項目で、まずは現状の把握からどう対応していくのかについても、次回は検討するようにさせていただきたい。

【委員】

県外の事例だが、児童相談所の一時保護の時に、親に叩かれる蹴られることは虐待で、先生や身近な大人に訴えれば助けてもらえると初めて知ったというこどもがいた。なぜ学校で教えてくれないのかと言われた。こどもの権利が注目されているが、自分にとって辛いことをされたら、それは辛いと言えるような教育を早い段階からしていただけないか。

越前市ではブラジル人が増えてきている。ブラジルの人たちのコミュニティが大きくなったからこそ、難しくなっている現実があるということを知った。具体的には、日本に住んでいるのに日本語は喋れず、ポルトガル語だけを喋れるということも子どもたちがいっぱいいる。一定数を越えたコミュニティが存在するために、日本語を覚えなくても生活できるようになった。もっと丁寧なアセスメントと、丁寧な支援の仕方を考える必要があると思う。

(事務局)

多文化共生推進プランを県で策定している。今年度改定作業を進めている。日本語を喋れないブラジルの方が増えていることは認識している。課題に対して、教育庁を中心に日本語教育を推進していくことは必ず計画内に書くことになると思うし、その方法については、これから議論していくところである。

(事務局)

学校の中で、こどもの意見を大事にして取り組みをしていこうという流れがあり、人権週間等で取り組む学校が増えている。虐待防止につながるものとしては、「命の安全教育」や自分が本当に辛い時に助けを求める「SOS の出し方教育」も行われているので、こうしたことを広めていきたい。

【委員】

香川県の東かがわ市で、児童家庭支援センターが市内の小学校・中学校で、こどもの権利について出前授業をし、そのあと学校内に滞在して、こどもの意見を聞くような取り組みを行っている。基本方針の修正ではないが、いろんな議論の中で検討していただけたら良いと思う。

【委員】

越前市国際グループ協会では、毎年夏休みの宿題サポートを行っている。小中学生あわせて80人くらいの申込みがある。親が日本語が分からないため、家で宿題は手伝っても

らえない。こどもも家でどう勉強すればよいかわからない。1 週間ぐらいの宿題サポートで、その後、頑張る子は頑張ると思うが、あまり頑張れないこどもも結構いる。5・6年生で漢字がわからず、中学校ではもっとわからないまま、16歳17歳のこどもが犯罪に巻き込まれている。家でも学校でも自分の居場所がなくて悪いことをしてしまう。犯罪に走らないように、こどもたちに目を向けてあげる、心配してあげるような支援があると良いかと思う。

【委員】

就職差別と見受けられる事例もある。公務員にも国籍条項がある。外国にルーツのある子が、社会に出ても平等に対等に生活していける環境をつくっていくことが大事だと思う。ちなみに、県では国籍条項を撤廃されているのか。

（事務局）

県庁職員については、大半の職種で国籍条件は撤廃されているが、原子力職など、公権力の行使に携わるような職種については、まだ一部残っている状況である。

【委員】

少しずつ広がっていくといいと思う。

【委員】

外国人の方が増えてくる中で、その方たちの人権を尊重するような関わり方がこれからますます必要になってくる。

香川県の話で、10代の中学生ぐらいになると親からも先生からも自立したい時期なので、いじめや虐待について、家庭でも学校でもない、こどもの権利に詳しい方と気軽に話せるような環境は、すごく重要だと思う。福井県でもご検討いただけるとありがたい。

【委員】

人権政策はなかなか成果が見えにくい分野だと思う。県の予算における人権政策に割かれる予算の割合の統計をとっているか。わかったら教えてほしい。

（事務局）

資料2の中で、人権に関連する政策の実施状況は個別に提示させていただいているが、それが県予算の何割を占めるかということは即答できない。

（2）福井県人権施策実施状況について

・事務局説明

〈以下、（2）福井県人権施策実施状況についての議事録〉

【委員】

こども子育て伴走応援事業は、具体的にはどんな団体・活動を応援している事業なのか。

(事務局)

対象としているのは15歳から概ね22歳までのこども、若者が実際にチャレンジとして取り組むような活動や、団体については、こどもの応援・子育て支援に関する活動である。例示としては、産後ケア・障がい児・医療的ケア児・ケアリーバー・ヤングケアラー・こどもの居場所づくりなど。様々な家庭事情に応じて支援を行っていただける団体の活動を支援することになっている。現在、募集しているところである。

【委員】

刑を終えて出所した人への支援で、福井県内で自立準備ホームはどういう状況になっているのか。

(事務局)

県が主体ではないため詳細には把握していないが、県内に一箇所あることだけは把握している。

【委員】

出所した後、住所がなくて生活保護を利用するのも難しい人たちがいて悩んでいた。

(事務局)

保護観察所の委託を受けて、更生保護施設が、住まいがないことへの支援をしている。

【委員】

妊産婦等生活援助事業は、支援する施設があるのか、借りている家賃を支援するようなものなのか。定期的に関わっていく支援の仕方が必要だと思う。

(事務局)

この事業は施設に委託している。事業の背景として、予期せぬ妊娠で悩まれて、こどもに虐待してしまう事案もある。そういう状態になってしまっても相談しやすい窓口を設けて、生活の場も必要だということであれば、そこに住みながら支援を受けていくといった事業になっている。

【委員】

今回、こども施策はすごく充実してもらってありがたい。一方で、たくさん事業が増えたと、どういうケースの場合はどの事業を使えばいいのか交通整理をしっかりとしないと、逆に支援者が混乱する。県民に対する広報や周知啓発と同時に、支援者自身がその制度をしっかりと学ぶという体制が、両輪で必要と感じる。

社会的養育推進計画の改定に際し、複数の当事者が参加していた。本当に人権施策を進めていくとしたら、当事者を真ん中において、当事者が少なくとも2人、できれば3人、4人いる中で、その人たちが自分の角度から見える世界を語っていくことで施策が出来上がっていくと思った。

【委員】

訪問介護について、介護報酬の引下げが行われ、この1年間で全国80件以上の小規模介

護事業所が倒産しているといった新聞記事を見た。福井県内では個々の自宅を回るような小規模の訪問介護事業の状況はどうなっているのか。

(事務局)

地方では、一軒一軒離れているということがあり、国には実情に応じた介護報酬制度を要望している。令和6年度において廃止の事業所が増えていることはなかった。訪問介護事業所から、人材の確保に苦勞しているとの声をお聞きしている。県としては、新人の介護士と2人で訪問した際のかかり増し経費の支援や、人材確保のために広報した際のPR経費を支援している。

(3)その他

・事務局からの説明はなし

【委員】

人権擁護委員として、夏休みのこどもたちのためにいろんなところで人権教室を開いている。優しい子になってくださいということを常に教えている。最近 SOS ミニレターの事業が浸透している。こどもたちから悩みが送られてきて、私たちが丁寧に返信している。そういうやり取りをしながら、優しい子になってくれたらいいなと願っている。中学校には人権作文をお願いしている。自分が LGBTQ で本当に悩んでいるという内容のものがあつた。進学のことでも悩んでおり、本人が行きたい学校へ問い合わせてみたら、学校では対応していないとのことであつた。教育現場でもそういう対応が必要になっていると感じた。

【委員】

皆様の貴重なご意見ありがとうございます。もう私は全部卒業してしまっていて、人の迷惑にならないように、ただ精一杯頑張っているような状態です。

【委員】

学校での人権教育は、いじめのことが中心となるが、今は、自分自身を大事にする、自分という人間を認めていくことを伝えていく学校が増えてきていると感じている。ただ、学校が介入できることは本当に限られている。家庭と地域と学校が協力をした上で、ご家庭の支援をやっていくべきだと思った。家庭を支援していくという点も、大きく人権教育に関わってくるのではないだろうか。

【委員】

人権擁護委員の方が、やり取りする中で、いろいろ問題があると気づかれた場合、それを集約する場とか、担当機関に伝えとか、そういう仕組みはあるのか。

【委員】

一番問題になるのは、やはり親御さんにカミングアウトできていないこと。そうすると

学校しか頼るところがなくて、そこまでまだいけない。その場合どうしたらいいか。

【委員】

昨年度の審議会でも、人権擁護委員とか、いろんな地域で活動をされている方の連携ができていないという話があった。問題が見えてきたときに、人権のことで困っていることもたちのために対応していく仕組みがもっとできると良いのではないかと感じる。

(事務局)

LGBTQ の支援は人権室が担当となる。LGBTQ の皆さんの人権を尊重することに対し、ハード面での対応が追い付いていないと感ずることがある。本人の了解を得た上で、今できる支援をしっかり進めていくことが必要と考えている。

【委員】

人権擁護委員として、人権を侵犯しているのではないかと疑われる場合は、法務局と連携して、調査したり救済したりする活動となっている。相談レベルと人権侵犯レベルで対応が変わってきて、他機関に連携するのは一層深刻な事例になる。

【委員】

この件に関しては、親の理解が一番大事だと思う。親が応援してあげないと、こどもは前に進めないと思う。学校からというのもおかしいのだが、私たちはそこに介入できないので難しい。

【委員】

一義的には、家庭の問題になってしまうと思う。相談できないような複雑な事情を抱えた家庭もあるので、それを行政として支援するのは非常に難しいと思う。

【委員】

そこから悩んで悩んで、自殺者がすごく出ている。私たちも耳に入れた時点で、なんとか対応できたらと思う。

【委員】

人権擁護委員としては、やれることとやれないことがある。どこまで家庭の中に入っていけるのか。やっぱり難しいかなと思う。高校における LGBTQ の受入れのことで、どういう支援を行っているのかお聞きしたい。

(事務局)

文部科学省の方からも、そういった対応を求められているし、県の方からも通知を周知して、対応検討を依頼している。

【委員】

以前 DV に悩まれている外国人の女性からの相談があった。施設に入ることを提案したが断られた。夫から離れて、自分とこどもたちだけで、ルールの厳しい中で生活するのが不安だということだった。DV の場合、暴力が命に関わる場合もあるので、危険を避けるために完全に遮断された状況で暮らしていただいた方が安全だということでそうされていると思うが、それを望まれない場合に、緩やかな支援の方法があれば教えてほしい。

(事務局)

県の施設では、保護された女性を安全に守るために、ルールについては厳しく厳格に対応しております。一方で、民間のシェルターがあり、そこでは携帯の持込みも可能で、外部と連絡も取れる。そういったところもあるので、参考にしていきたい。

【委員】

妊産婦生活援助事業とか、社会的自立支援拠点事業とか新しくできた事業は、民間支援機関が担い手となって、ワンルームの部屋を作って、そこは携帯も使えるし、親子でずっといればいいという場所になっている。そういう意味では寛容な、ゆるい支援を増やしていこうという流れなのかなと思っている。寛容なゆるい人権施策を作っていくことも大事なかなと思った。

【委員】

人権施策を見せてさせていただいて、子育てやこどもが一つのキーワードになっていて、そこに対しては比較的手厚い施策が取られていると思った。そこから抜け落ちてしまっているものに対しては、施策がないのはもどかしい。顕在化していないために、そこにニーズがないということで、切られてしまっているのか、そのあたりを目配せしていくことが大事なのかなと思った。

【委員】

一人暮らしの高齢者が今すごく増えている。後見制度のこととかもあるが、地域の中でなんとか自立してやっていこうというような人に対する支援も必要になってくる。高齢者の問題もこどもの問題と同じぐらい大事で、特に一人暮らしのお年寄りに対する人権の施策も大事だと思う。

【委員】

一人暮らしの高齢者の方が増えていて、老老介護で非常に厳しい環境で生活しておられる方も多いかと思います。最近では、認知介護というようなことも言われていて、お互い認知症であるにもかかわらず、認知症の方が認知症の方を介護するという厳しい状況がある。高齢者の担当の方、何かわかりましたらお願いします。

(事務局)

まず、地域包括支援センターに相談いただいて、介護が必要ということであれば、介護につなげる。民生委員や老人クラブの相談員の方など、見守りいただいている皆さんが情報共有を図り、地域の中で支えていくような体制づくりも大事かと考えている。

【委員】

地域包括支援センターの人も難しい問題を抱えている人に対する支援で悩みを抱え疲弊しているのではないかな。そういうバックアップも必要と考える。

(事務局)

本日はありがとうございました。いろんな先生からご指摘いただきましたが、どんな状況で困っているかということをしっかり把握することが大事になってくる。いろんな現場の声を教えていただきながら、人権という視点を入れた事業をしっかりやっていくということが我々の使命と思っている。まず話をしっかり聞いて、何を困っているかを把握することが大事だと思います。引き続きよろしくお願いします。